

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号中「310,000 円」を「310,800 円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 14 条第 1 項第 1 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日（次項において「適用日」という。）から適用する。ただし、熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 15 号。以下この項及び次項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第 6 条において改正後の条例第 14 条の規定を準用する場合又は会計年度任用職員給与条例第 8 条第 4 項第 2 号において改正後の条例第 14 条の規定により初任給調整手当の額を算定する場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から適用する。

(1) この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、会計年度任用職員給与条例第 7 条又は第 17 条の規定により令和 7 年 12 月に期末手当を支給されたもの 任期の初日（この条例の施行の日を含む任期の初日に限る。次号において同じ。）

(2) この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、前号の期末手当を支給されていないもの 令和7年12月1日又は任期の初日のいずれか遅い日

2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払と、前項ただし書の適用を受ける者に対して会計年度任用職員給与条例の規定に基づいて支給された給与はこの条例の施行の日以後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提出理由)

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた初任給調整手当の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。